

## 二本松市緊急医師確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、公的医療機関における産科及び小児科の医師の確保を図るため、公的医療機関に対して二本松市緊急医師確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、医師の定着及び医療体制の充実を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産科及び小児科 医療法施行令（昭和23年政令第326号）において規定される広告可能な診療科名のうち産婦人科及び小児科を含む標榜診療科
- (2) 公的医療機関 産科及び小児科を有する市内の公的医療機関

(補助対象経費)

**第3条** 補助の対象は、公的医療機関が産科及び小児科の医師（以下「医師」という。）に対して行う事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 定住促進に関する経費
- (2) 通勤環境整備に関する経費
- (3) 医療クランクの確保に関する経費
- (4) 高度専門資格の取得支援に関する経費
- (5) 学会研修会等関係経費の支援に関する経費
- (6) その他市長が認める経費

(補助金の額及び支給の方法等)

**第4条** 補助金の額は、医師1人につき月額30万円とする。

2 補助金は、毎月1月分ずつ支給するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、数月分を併せて支給することができる。

(補助金の交付等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、二本松市補助金等交付規則（平成17年二本松市規則第37号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補則)

**第6条** この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。